

愛川町ふれあい戸別収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ収集所にごみ及び資源物（以下「ごみ等」という。）を搬出することが困難な高齢者世帯等を対象に、玄関先等においてごみ等を戸別収集すること（以下「ふれあい戸別収集」という。）により、在宅生活の継続を支援し、併せて高齢者世帯等の安否確認を実施することについて、必要な事項を定める。

(対象世帯)

第2条 ふれあい戸別収集の対象世帯は、町内に居住し、次に掲げる者のみで構成されている世帯で、自らごみ収集所までごみ等を搬出することが困難な世帯とする。ただし、身近な人などの協力によりごみの搬出が可能な場合は、この限りではない。

(1) 65歳以上の高齢者で、介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護2以上の認定を受けている者

(2) 障害の程度が次のいずれかに該当する身体障害者手帳を所持している者

ア 肢体不自由の障害の程度が1級又は2級

イ 視覚の障害の程度が1級又は2級

(3) 前2号に掲げる者のほか、ふれあい戸別収集を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）に係る行政区の区長、民生委員及び町関係職員による協議の結果をふまえ、同等の状態にあると町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、オートロックが設置されている集合住宅に居住している世帯は、対象としない。

(利用の申請)

第3条 利用希望者は、ふれあい戸別収集利用申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請は、利用希望者のほか、その者の親族又はその者の介護に係る

者等（以下「関係者」という。）が行うことができる。

（現況調査）

第4条 町長は、前条の規定によりふれあい戸別収集の利用申請があったときは、その内容を審査の上、申請者との面談及び自宅を訪問する等の現況調査を行うものとする。

2 前項の現況調査は、ふれあい戸別収集現況調査票（第2号様式）に基づき行うものとする。

3 前条第2項の規定により関係者が申請を行った場合は、利用希望者のほか、当該関係者が現況調査に立ち会うものとする。

（利用の決定）

第5条 町長は、前条に定める現況調査の結果、ふれあい戸別収集の利用の可否を決定する。

2 前項の規定により利用の決定をしたときは、ふれあい戸別収集可否決定通知書（第3号様式）により利用希望者に通知するものとする。

（利用者台帳）

第6条 町長は、前条の規定によりふれあい戸別収集の対象者として決定した者（以下「利用者」という。）について、氏名、住所、その他必要な事項を登載したふれあい戸別収集利用者台帳（第4号様式）を整備し、管理するものとする。この場合において、年1回、利用者又は関係者などに登録内容の確認を行い、変更があった場合は、修正するものとする。

（収集体制等）

第7条 収集するごみ等、収集日及び収集方法については、別に定める。

2 収集を行う職員は、利用者の玄関前でごみを収集することとし、これによりがたいときは、住宅の構造、立地条件等を考慮して利用者と協議し、あらかじめ収集場所を決定するものとする。

3 利用者は、ごみ等を排出するときは、本町が定める分別区分ごとに分別を行い、それぞれ中身の見える透明又は半透明の袋に入れて排出するものとし、収集場所を清潔に保つため、ごみが飛散しないよう手段を講じるものとする。

(安否確認)

第8条 ふれあい戸別収集時にごみ等が排出されていない場合には、希望に応じて声掛け等による安否の確認を行うものとする。

2 関係職員は、声掛け等に対する返事が無いなど、利用者に異変を感じたときには、緊急連絡先又は関係者に当該利用者に関する情報を提供することができる。

(収集の一時停止等)

第9条 利用者又は関係者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長へ連絡しなければならない。

(1) 入院等により長期不在となる場合で、一時的にふれあい戸別収集の停止を希望するとき。

(2) ふれあい戸別収集を一時的に停止されている場合で、再開を希望するとき。

(3) その他収集の変更又は停止を希望するとき。

(収集の中止)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい戸別収集の利用を中止することができる。

(1) 利用者又は関係者から中止の申し出があったとき。

(2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 虚偽の申し込みなどにより、第5条に定める決定を受けていたことが判明したとき。

(4) 分別方法を守らないなど、収集を継続することが困難であると認められるとき。

(5) その他町長が中止することが適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により利用を中止するときは、ふれあい戸別収集中止決定通知書(第5号様式)により、利用者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利用を中止した場合は、当該利用者についてふれあい戸別収集利用者台帳から登録を取り消すものとする。

(賠償)

第 1 1 条 ふれあい戸別収集の実施に際して事故があった場合、従事した職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、町は責任を負わないものとする。

2 利用者の救命や救助を行うために、やむを得ず家屋や家財等を破損させた場合においては、町は責任を負わないものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 8 月 1 日から施行する。